

社会福祉法人 こころの家族  
デイサービス故郷の家・京都  
(認知症対応型通所介護及び  
介護予防認知症対応型通所介護)  
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こころの家族が設置するデイサービス故郷の家・京都（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型通所介護[指定介護予防認知症対応型通所介護]事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護[介護予防通所介護]従業者」という。）が、要介護状態[介護予防にあっては要支援状態]の利用者に対し、適切な指定認知症対応型通所介護[指定介護予防認知症対応型通所介護]を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目的を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 5 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、

在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

- 6 事業所は、利用者の人権の養護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 7 事業所は、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 8 前7項のほか、指定認知症対応型通所介護においては、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年1月9日京都市条例39号)」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

指定介護予防認知症対応型通所介護においては、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第36号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービス故郷の家・京都
- (2) 所在地 京都市南区東九条南松ノ木町47

#### (従業者等の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者等の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上

- |     |           |      |
|-----|-----------|------|
| (3) | 介護職員      | 1名以上 |
| (4) | 機能訓練指導員   | 1名以上 |
| (5) | 管理栄養士（兼務） | 1名以上 |
- ・指定認知症対応型通所介護従業者は、指定認知症対応型通所介護[指定介護予防認知症対応型通所介護]の業務に当たる。
  - ・生活相談員は、事業所に対する指定認知症対応型通所介護[指定介護予防認知症対応型通所介護]の利用申込みに係る調整、他の通所介護従業者者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して指定認知症対応型通所介護 [指定介護予防認知症対応型通所介護] 計画の作成等を行う。
  - ・機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
  - ・管理栄養士は、栄養状態、摂食・嚥下機能の状態等に応じて、栄養ケア計画を作成し、栄養状態の改善を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12／31～1／3）は除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前10時00分から午後4時00分までとする。

(指定認知症対応型通所介護[指定介護予防認知症対応型通所介護]の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日9人とする。

なお、指定認知症対応型通所介護の利用者数の合計と指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者数の合計と合わせて、当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(指定認知症対応型通所介護の内容)

第7条 指定認知症対応型通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 入浴サービス
- ② 給食サービス
- ③ 生活指導（相談・援助） レクリエーション
- ④ 個別機能訓練

- ⑤ 健康チェック
- ⑥ 送迎
- ⑦ 栄養改善マネジメント（介護給付・介護予防）
- ⑧ 口腔機能向上（介護給付・介護予防）
- ⑨ 運動器機能向上（介護予防）

（指定認知症対応型通所介護[指定介護予防認知症対応型通所介護]利用料等）

第8条 指定認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割・2割・3割の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）によるものとする。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割・2割・3割の額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第128号）によるものとする。

3 次条に定める通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、通常の事業実施地域を超えた地点から要した交通費の実費を徴収する。

4 食事の提供に要する費用については、食事代 **650** 円 おやつ代 100円を徴収する。

5 オムツ代については実費を徴収する。

6 利用者が希望してレクレーションやクラブ活動に参加した場合、材料代等の実費を徴収する。

7 その他、通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるもの及び係る費用について徴収する。

8 前項5項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

9 指定認知症対応型通所介護[指定介護予防認知症対応型通所介護]の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

10 費用を変更する場合には、あらかじめ、第9項と同様に利用者又はその

家族に対し事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

11 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護[指定介護予防認知症対応型通所介護]に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型通所介護[指定介護予防認知症対応型通所介護]の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、京都市南区の区域とする。

（衛生管理等）

第 10 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 11 条 利用者は、指定認知症対応型通所介護[指定介護予防認知症対応型通所介護]の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故発生原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第 14 条 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に関し、介護保険法第 23 条の規程により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (個人情報の保護)

第 15 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

#### (虐待の防止)

第 16 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (地域との連携)

第 17 条 事業所は、指定認知症対応型通所介護課〔指定介護予防認知症対応通所介護〕の提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの従業者、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応通所介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し、事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を受ける。

#### (業務継続計画の策定等)

第 18 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定

認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第19条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年12回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 事業所は、適切な指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この事業の一部を出張所において行う場合においても、この運営規程各条項の適用を受けるものとする。
- 7 この規程に定める事項の他、運営に関する必要な事項は、社会福祉法人こころの家族と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 5 月 1 日 施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日 施行する。

この規程は、令和 3 年 11 月 1 日 施行する。

この規程は、令和 5 年 2 月 1 日 施行する。

この規程は、令和 5 年 3 月 1 日 施行する。

この規定は、令和 5 年 8 月 1 日 施行する。

この規定は、令和 6 年 3 月 31 日 施行する。